

令和3年度「いか」の輸入割当てについて（追加）（案）

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【共通事項】必ず一読してください。

・関税分類番号（HSコード）の改正に伴い、令和4年1月1日から申請等で使用するHSコード及び商品名が変更されます。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/20211222hs.pdf

・本輸入発表は、令和3年度「いか」の輸入発表（令和4年2月28日付け輸入発表第19号をいう。以下同じ。）の追加割当てです。

・申請受付日等につきましては、令和3年度「いか」の輸入発表において通知します。

・本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/import-tokushu.html

・輸入割当てを初めて申請する方は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/about/index.html

・新型コロナウイルス感染症対策のため、当分の間は窓口での受付を行わず、電子申請又は郵送での申請のみとします。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html

・令和3年4月1日以降、水産物輸入割当制度における輸入承認証の事務も全て貿易経済協力局貿易管理部農水産室（以下「農水産室」とします。）で行っております。これに伴い、輸入割当てと輸入承認を一度に申請でき、輸入割当証明書と輸入承認証を同時に取得することができます。輸入承認証の有効期間は、先着順割当てを除き12か月となります。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html

・令和3年4月1日以降、全ての輸入割当方式において電子申請が可能となりました。

・申請に当たっては、便利な電子申請をご利用ください。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html

・電子申請時の申請窓口及び品目コードは以下のとおりです。

- ① 申請窓口コード SAE
- ② 品目コード CS

・保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。認められる場合の詳細は、こちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

目次

1	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位	3
2	輸入割当て方式及び輸入割当て限度数量	3
3	原産地	3
4	各輸入割当て方式における申請資格、申請方法等	3
	（1） 商社割当て A 1（実績割当て）	3
	（2） 需要者割当て	3
	（3） 漁業者割当て	3
5	本輸入発表に関する問合せ先	3
	（別表） 原産地一覧表	4

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表の番号等	商 品 名	申請に用いる数量単位
03・07 03・09	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵及び塩水づけのいか並びにいかの粉	KG

※「いか」とは、水分量30%以上のものをいいます。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当てA1(実績割当て)	10,000
需要者割当て	13,900
漁業者割当て	1,100
計	25,000

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとします。

4 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等

(1) 商社割当てA1(実績割当て)

申請受付期間、申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和3年度「いか」の輸入発表において通知します。

(2) 需要者割当て

申請受付期間、申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和3年度「いか」の輸入発表において通知します。水産庁長官からの発注限度内示書の交付については、令和4年2月28日に公表が予定される「令和3年度「いか」(追加)需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによります。

(3) 漁業者割当て

申請受付期間、申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和3年度「いか」の輸入発表において通知します。

5 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部農水産室(水産班)

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03(3501)0532

電話対応時間

9:30~17:00(12:00~13:00を除く。)

(ただし、行政機関の休日を除く。)

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

(別表)

原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア